

利用したい！



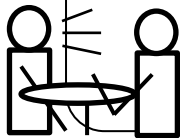
申請

- ・区役所・保健所の窓口で申請します

認定調査

- ・基幹支援センターが支援区分の認定調査をします。
- ・ヘルパーや生活介護などを利用する場合は支援区分が決まります。 ※支援区分が決まるまで1～2ヶ月かかります。
- ・18歳未満は認定調査がありません。

アセスメント



- ・相談支援専門員が、障がいのことや今の暮らしのこと、どんな暮らしやサービス利用を希望しているか、などのお話を聞き、どんなサービス利用がよいか一緒に考えます。

利用計画 (案)

- ・アセスメントの内容をまとめて、必要なサービスを書いた利用計画 (案) をつくります。ご確認ください、サインをいただいて区役所・保健所に提出します。

プランニング！

計画 (案)

- ・利用する事業所が決まっていない場合は、利用計画 (案) の内容にそって事業所を探します。

支給決定



受給者証

- ・利用計画 (案) にそって、区役所・保健所が、利用できる内容と量を決めます。これを支給決定といいます。
- ・支給決定の内容が記された受給者証が届きます。

利用開始！

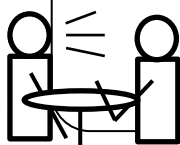
利用計画

- ・支給決定の内容と実際に利用する事業所を記した、利用計画をつくりまます。

計画

- ・利用計画はご確認ください、サインをいただいて区役所・保健所に提出します。

モニタリング



- ・一定の期間ごとに、相談支援専門員が利用や暮らしの状況を聞き取りします。必要があれば計画を変更します。
- ・計画は必要となきいつでも見直すことができます。